
受け手の方々へ

農用地等借受け希望の応募の留意事項

(農地中間管理機構)
公益社団法人静岡県農業振興公社

当公社(農地中間管理機構)は、農用地等を担い手の方々に集積・集約化し、農業経営の効率化や高度化を図るため、農用地等を借受けて耕作される担い手農業者(個人・法人)を公募します。

農用地等の借受けを希望される方は下記事項をよくお読みになって応募してください。

1 目的

農用地等の借受け希望者の募集は、貸付希望農地と借受希望者のマッチングを公平・公正に実施するため、公社(機構)が農用地等の借受けを希望する担い手の方々を公募し、登録することを目的として行います。

2 公募に関する同意

この公募に応募される場合は、「農地中間管理事業応募申込書」の記載事項を確認・同意のうえ、応募してください。

3 農地の借受希望者を公募する区域

公募する区域は、公社(機構)のホームページや募集区域の市町の農政担当課、および農協(JA)の営農担当課でお示しする「農地借受希望者募集区域一覧表」のとおりです。

4 応募者の要件

応募者は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 借受ける農用地を含むすべての農地を効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ② 農作業に常時従事すると認められること。法人については、業務執行役員のうち1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ③ 周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないと認められること。

- ④ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

5 応募の方法、受付場所及び応募期間ほか

(1) 応募の方法

- ① 「農地中間管理事業応募申込書」に必要事項を記入の上、公社(機構)に直接提出するか、公募区域を所管する市役所又は町役場、及び公社の募集業務を受託している農協(JA)に提出してください。
- ② 公社(機構)、市役所、町役場及び農協(JA)に郵送または宅配便による提出も可としますが、郵便等の料金は、応募者の負担となります。
- ③ 応募用紙を提出される際は、自らの責において手元にその写しを残してください。

(2) 応募用紙

公社(機構)のホームページからダウンロード(ワードファイル)されるか、公募区域がある市町の農政担当課または関係農協(JA)の営農担当課で応募用紙を入手してください。

(3) 公募時期

年間を通じて応募することができます。

【応募に関する留意事項】

- (ア) 応募用紙は、市町の農政担当課、農協(JA)の営農担当課、または公社(機構)に提出してください。なお、電話、ファクシミリ及びメールによる受付はしていません。
- (イ) 同一地区の公募に対し、同一経営体からの応募は1つとします。
- (ウ) 同一地区の公募に対し、同一経営体から同一の内容の応募が複数あった場合は、『重複』と判断し、一つの応募に整理させていただきます。
- (エ) 提出後の応募書類の差し替えはできません。
- (オ) 公社が借受希望者として登録した方の登録期間は、特に申し出がない限り、原則として自動継続となります。
- (カ) 借受希望者の登録を消去したい場合や内容の変更がある場合は、その旨を公社(または、市町及び農協(JA)の農地中間管理機構担当課)にお申し出ください。
- (キ) 借受希望地区の変更(追加)があるときは、再度「応募」してください。

6 公募内容の公表

- (1) 公社(機構)は、公募結果を四半期ごとに公社のホームページで公表します。
- (2) 応募者から応募用紙が提出されたことで公表に同意されたものとします。
- (3) 公表項目は、次のとおりです。

- ① 氏名又は名称
- ② 区域内、区域外、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の地目、面積、希望条件
- ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作目名

7 農地の借受者の決定の流れについて

(1) 配分計画原案の作成

市町や農協が、地域の話合いやその他の方法で公社(機構)の事業規程に基づいて、貸付候補者を応募者の中から選定し、市町が農用地利用配分計画案を作成のうえ公社(機構)に送付します。

配分計画案の作成にあたり、必要がある場合は借受希望者の経営等についてお聞きすることがあります。

(2) 配分計画の認可申請及び農地の借受け

公社は、配分計画案を審査して、県知事に配分計画の認可申請を行います。

(3) 配分計画の縦覧及び意見書

県知事は、申請のあった配分計画を公告し、2週間の縦覧を行います。利害関係人は縦覧期間の満了の日までに、配分計画について知事に意見書を提出することができます。

(4) 農地の貸付けの決定

配分計画が縦覧期間を経て、県知事が認可公告したとき、農地の貸付けが決定します。

(5) 借受希望者の選定の結果、希望のと通りの借受けできない場合があります。

8 賃料の水準など

(1) 農用地の賃料は、当該市町の農業委員会が提供している情報等を考慮して公社(機構)が決定します。

(2) 貸付ける農用地の利用条件の改善を行う場合は、その必要経費が賃料に加算されます。

(3) 貸付けが決定した月からの1年分の賃料を、毎年12月に支払って頂きます。

9 公募に関するお問い合わせ

(相談・お問合せ等)借受けを希望する区域の市町の農政担当課

//

農協(JA)の営農担当窓口

公益社団法人 静岡県農業振興公社 農地集積課

電話 054-250-8989

10 個人情報の取扱い

(1) 公社(機構)は、公募により取得した情報は、個人情報の保護に関する法律及び公社個人情報保護規定に基づき厳重に保護し、事業の目的を達成するため

の措置を除き第三者に開示・通知等をすることはありません。ただし、応募者の事前承諾を得た場合は、この限りではありません。

(2) 第三者に対する開示・通知等は、農用地利用配分計画の作成を行う場合のほか、次の場合です。

- ・農地の利用に関する問い合わせがあった際、問い合わせ者の個人情報を農地の所在市町の農業委員会に通知します。
- ・業務上必要がある場合及び法令等により提出を求められた場合には、通知することがあります
- ・農地の借受けに関する応募、利用の問い合わせを行う際、これらの点に同意していただきます

(3) 公社(機構)は、応募者の個人情報を保護・管理するにあたり、外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいなどを防ぐための適切な安全対策を行います。

(4) 公社(機構)は、応募者本人から個人情報の変更・訂正・削除の依頼があつたときは適切な方法で対応いたします。

11 免責事項

公社(機構)は、次の事項について責任を負わないものとします。

- (1) 機器の故障、人災、天災等の理由によるホームページへの情報提供の中断等。
- (2) 応募者の端末機器やソフトウェア等への影響。